

重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

当施設は介護保険の指定を受けています。

(埼玉県指定 第1963号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

〔目次〕

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	5
6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)	10
7. 残置物引取人	13
8. 苦情の受付について	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 親 和 会 |
| (2) 法人所在地 | 埼玉県所沢市大字坂之下字丙明改原 1153 番 1 |
| (3) 電話番号 | 04-2951-5811 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 新 井 静 江 |
| (5) 設立年月 | 平成13年 4月 1日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成13年4月1日指定埼玉県第1963号 |
| (2) 施設の目的 | |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 千寿里 |
| (4) 施設の所在地 | 埼玉県所沢市大字坂之下字丙明改原 1153 番 1 |
| (5) 電話番号 | 04-2951-5811 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 施設長 新 井 和 美 |
| (7) 当施設の運営方針 | 3つの基本方針
1. 人肌の感じられる処遇
2. 温かい居心地を感じられる処遇
3. 目配り・気配り・心配りの処遇 |
| (8) 開設年月 | 平成13年4月1日 |
| (9) 入所定員 | 50人 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室の種類をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	10室	従来型個室
2人部屋	8室	多床型
4人部屋	6室	多床型
合計	24室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒
浴室	1室	機械浴・一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室内、居室外)等)

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費、施設・設備

従来型個室	1日 1,231円	多床型(2、4部屋)	1日 915円
-------	-----------	------------	---------

※上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	17名	16.6名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員 (機能訓練指導員は看護職員兼務)	3名	2名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	必要数	必要数
7. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週37.5時間)で除した数です。

(例) 週7.5時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(7.5時間×5名÷37.5時間=1名)となります。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 13:30～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早番 7:00～15:30 4名
	日勤 9:00～17:30 1名
	遅番 10:30～19:00 3名
夜勤 17:00～10:00 2名	
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日勤 8:30～17:00 2名
4. 機能訓練指導員	日勤 9:00～17:30 1名

☆土日は上記と異なりなす。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス (契約書第3条参照)

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士 (管理栄養士) の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:00～ 8:00

昼食 11:30～12:30

夕食 17:00～18:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すためご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞（契約書 第5条参照）

(1) 介護保険基準サービス

料金表

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ所定単位数の14%を加算・地域区分6級地10.27円を乗じて算定（単位 円/日）

介護福祉施設サービス費（Ⅰ、Ⅱ共通）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	690	1,379	2,069
要介護2	772	1,543	2,315
要介護3	857	1,714	2,571
要介護4	939	1,878	2,817
要介護5	1,020	2,039	3,059

加算等	1割負担	2割負担	3割負担
日常継続支援加算	42	84	126
看護体制加算Ⅱ	15	30	46
夜勤職員配置加算Ⅰ	26	52	77
夜勤職員配置加算Ⅲ	33	66	98
口腔衛生管理加算Ⅰ（月）	105	211	316
若年性認知症受入加算（対象者のみ）	140	281	421
初期加算（入所後、再入所後30日以内）	35	70	105
外泊時費用	288	576	864

- ・ 介護保険負担割合証に応じた自己負担額をお支払いいただきます。
- ・ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の10割全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせて、負担額を変更致します。（単位 円/日）

居住費	基準額	1段階	2段階	3段階①、②	4段階以上
個室	1,231	380	480	880	1,231
多床室（2人4人共通）	915	0	430	430	915

（単位 円/日）

食費	基準額	1段階	2段階	3段階①	3段階②	4段階以上
	1,445	300	390	650	1,360	1,650

- ・ 居室と食事に係る自己負担額について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) (1) 以外のサービス（契約書 第4条、第5条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（希望食）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容〔理美容サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 1,300円

③その他の日常生活費

利用者個人の日常生活上の希望等により提供する場合

1日につき 300円(税別)ご負担頂きます。

(提供物品：歯ブラシ・ティッシュペーパー・石鹸等)

また、電気製品を持ち込む場合には、実費等を頂く場合がございます

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくこ

とができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容 (例)	備考
1月	1日ーお正月 (おせち料理をいただき、新年をお祝いします。・・・)	
2月	3日ー節分 (施設内で豆まきを行います。)	
3月	3日ーひなまつり (おひなさま飾りをつくり、飾り付けをおこないます。)	★おひなさま飾りの材料代は、実費をいただきます。・・・
4月	上旬ーお花見 (施設の庭にてお花見をします。)	

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道 (材料代等の実費をいただきます。)

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書 第13条参照)

- | |
|--|
| <p>①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成22年3月31日までは適用されません。)</p> <p>②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合</p> <p>③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合</p> <p>④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</p> <p>⑤ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)</p> <p>⑥事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)</p> |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

(契約書 第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <p>①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</p> <p>②ご契約者が入院された場合</p> <p>③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</p> <p>④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</p> <p>⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継</p> |
|--|

続しがたい重大な事情が認められる場合
⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）
（契約書 第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約書を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合*
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について ***
（契約書 第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

< 入院期間中の利用料金 >

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書 第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等

の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険の負担割合に応じご負担いただきます。

- ①退所前後訪問相談援助 460 単位
- ②退所時相談援助 400 単位
- ③退所前連携加算 500 単位

7. 残置物引取人（契約書 第 19 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書 第 19 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書 第 21 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

- 1 担当者等；
 - ・苦情解決責任者 新井 和美
 - ・苦情受付担当者 後藤 健
 - ・第三者委員 新井 仁、荒井 佑久也

電話番号 04-2951-5811
 (受付時間 午前9時00分～午後5時00分 土・日・祝祭日を除く)
- 2 市町村 所沢市 介護保険課
 電話番号 04-2998-9420
- 3 国民健康保険団体連合会・埼玉県国民健康保険団体連合会
 電話番号 048-824-2568

9. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 千寿里
 説明者職名 生活相談員
 氏 名 後藤 健

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住所
 氏名 (印)

身元引受人 住所
 兼連帯保証人 氏名 (印)

尚、利用者が成年後見人制度を利用されている場合は下記の後見人等に署名・捺印をお願い致します。

後見人等 住所
(後見・保佐・補助) 氏名 (印)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 2,768.84㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成13年4月1日指定 埼玉県1965号 定員10名
- [通所介護] 平成13年4月1日指定 埼玉県1967号 定員35名
- [居宅介護支援事業] 平成14年4月1日指定 埼玉県2014号

- (4) 施設の周辺環境(騒音、日当たり等)

- ・ 関越自動車道・所沢インターチェンジより車で1分
- ・ 車での交通利便性が良い

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。…看護師兼務

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書 第2条参照)

①当施設の介護支援専門員(ケアマネージャー)に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6か月(※要介護認定有効期間)に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書 第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
現金、高価貴重品、ペット、飲食物等、危険物等

(2) 面会

面会時間 8：45～17：15
※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。
※なお、来訪される場合、飲食物・危険物等の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書 第20条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
但し、外泊については、1ヶ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。
なお、外泊期間中、1日につき（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があつた場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書 第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書 第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

附則

この規定は、平成28年12月2日	一部改正
この規定は、令和元年10月1日	一部改正
この規定は、令和2年1月1日	一部改正
この規定は、令和3年4月1日	一部改正
この規定は、令和3年8月1日	一部改正
この規定は、令和4年5月1日	一部改正
この規定は、令和4年10月1日	一部改正
この規定は、令和5年4月1日	一部改正
この規定は、令和5年6月15日	一部改正
この規定は、令和6年1月1日	一部改正
この規定は、令和6年4月1日	一部改正
この規定は、令和6年8月1日	一部改正